

令和9年度4月入所
認定こども園・幼稚園・保育園の認定申請を受け付けます

認定こども園・幼稚園・保育園等を利用するには、町の認定が必要です。認定区分により利用できる施設が決まります。

認定区分		1号認定（教育部分）	2号認定（保育部分）	3号認定（保育部分）
対象となる子ども		保育を必要としない 満3歳以上の子ども	保育を必要とする 満3歳以上の子ども	保育を必要とする 満3歳未満の子ども
施設区分	認定こども園	○	○	○
	幼稚園	○	-	-
	保育園	-	○	○

(利用できる施設には「○」、できない施設には「-」が記されています)

○受付日・受付場所

	町内の施設を希望する場合		町外の施設を希望する場合
受付日	第1次：10月1日(木) ～ 10月30日(金) ※継続の受付は1次のみ 第2次：11月2日(月) ～ 12月28日(月) 第3次：令和9年1月4日(月) ～ 2月15日(月)		10月1日(木) ～ 10月16日(金)
受付場所	新規：こども家庭課	継続：入所中施設	こども家庭課

※現在町内施設を利用中の2号・3号認定の方で、継続利用を希望される方の手続きについては、後日施設から申請用紙が渡されますので、必要事項を記入のうえ施設に提出してください。

○提出書類

【1号認定を新規で申請する場合】	【1号認定を継続する場合】
・支給認定申請書兼現況届 ・支給認定申請書兼現況届 別紙 ・申請する保護者の本人確認書類（運転免許証等）	手続きの必要はありません
【2号・3号認定を新規で申請する場合】	【2号・3号認定を継続する場合】
・支給認定申請書兼現況届 ・支給認定申請書兼現況届 別紙 ・申請をする保護者の本人確認書類（運転免許証等） ・家庭状況調査書 ・誓約書及び同意書 ・添付書類 (就労証明書等の保育の必要性がわかる書類)	・支給認定申請書兼現況届 ・家庭状況調査書 ・誓約書及び同意書 ・添付書類 (就労証明書等の保育の必要性がわかる書類)

※申請用紙類は、こども家庭課窓口及び町 HP にあります。申請の内容や家庭状況によって必要な書類が異なりますので、事前にご相談ください。（就労証明書等の申請書類は、指定の様式にて申請ください。）

支給認定証の交付について

令和9年4月の新規利用を希望される方への支給認定証の交付時期ですが、利用調整等を行う関係で第1次：令和9年1月下旬、第2次：2月中旬、第3次：2月下旬の交付を予定しております。
※入園条件を満たさない等の理由で申請が不承諾になった方につきましては、早急にご連絡いたします。

2号認定・3号認定を希望される方へ

◆2号認定・3号認定を受けるには、両親共に下記1～9のいずれかの理由に該当している必要があります。

1. 就労等：

(家庭外労働) 児童の保護者が家庭の外で仕事をするのが常態なので、その児童の保育ができない場合
(家庭内労働) 児童の保護者が家庭で児童とはなれて日常の家事以外の仕事をするのが常態なので、その児童の保育ができない場合

2. 妊娠・出産：

児童の保護者が出産の前後のため、その児童の保育ができない場合

3. 疾病・障害：

児童の保護者が病気、負傷、心身に障害があったりするので、その児童の保育ができない場合

4. 介護等：

児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障害のある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護にあたっているため、その児童の保育ができない場合

5. 災害復旧：

火災や、風水害や、地震などの災害があり、その家屋を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合

6. 求職活動：

児童の親が求職活動(起業準備を含む)を行っているため、その児童の保育ができない場合

7. 就学：

児童の親が就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)のため、その児童の保育ができない場合

8. 虐待・DV：

虐待・DVのおそれがある場合

9. 育児休業：

育児休業取得時に、既に保育を利用している児童がいて継続利用が必要である場合

◆保育標準時間と保育短時間の利用区分

保護者の就労時間等によって「保育標準時間」と「保育短時間」の利用区分に分かれます(下表参照)。通勤時間等も考慮いたしますので、利用区分が実態に沿わない場合はご相談ください。

利用区分	保護者の就労時間 (父か母の就労時間の短い方で判断)	保育可能時間
保育標準時間	120 時間/月以上	1 日最大 11 時間
保育短時間	48 時間/月以上 120 時間/月未満	1 日最大 8 時間

(保育可能時間は各施設により時間帯が異なります)

◆その他

○「出産・妊娠」を理由とする場合、入園期間は母子手帳の交付を受けてから産後8週間までとなります。それ以降は他の理由に該当しない限り原則退園していただきます。

○「求職活動」を理由とする場合、申請時に求職活動申立書をご提出いただき、就職先が決まり次第、就労証明書を提出していただきます。入園期間は最長90日までとなります。それ以降は他の理由に該当しない限り原則退園となります。

○年度途中入園を希望する方は、入園希望月の前月15日までに申込をしてください。



【問い合わせ先】

八千代町役場 こども家庭課 子育て支援係

TEL: 0296-49-6313